

北 B M 第 2 0 号
北 警 協 第 9 8 号
平成 2 4 年 6 月 2 7 日

札 幌 市 長
上 田 文 雄 様

一般社団法人北海道ビルメンテナンス協会
会 長 山 田 春 雄

一般社団法人北海道警備業協会
会 長 角 地 覺

「札幌市公契約条例」に関する要望について

向夏の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素から当協会の運営等各般にわたり、格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨今の厳しい経済状況の中にあつて、貴職が制定を目指して継続審議となりました、みだし「公契約条例」にあつては、これまでご指摘させていただいたとおり、企業はもとより、そこで働く労働者にとって多くの重大な問題が内在しているのであります。

両協会といたしましては、本「公契約条例」を再提出する前に、次によりしっかりと条例の課題や問題点を検証した上で、条例制定の可否を含め問題点について再検討していただきたく改めて要望するものであります。

記

1 協議機関の設置

本条例の問題点等を明らかにするとともに、条例制定の可否を含めた問題について協議するため、札幌市と関係協会等による協議機関を設置する。

(1) 協議会についての考え方

- 両協会は、協議機関における協議を通じ、
- ・ 条例案が、労働者の労働環境の改善に結ぶつのか。
 - ・ 条例案の求める内容が業界の実態に合っているか。

等を検証し、その結果如何により、条例のあり方を含め、条例案の是非や再検討を求めるとの基本的な考え方を堅持して臨むこととしている。

(2) 協議機関の目的

次に掲げる事項について協議するものとし、協議は、条例案に対する賛否の立場を超え、議会論議とは別に、自由な立場で意見交換を行うこととする。

- ・ 公契約条例に関する課題や問題点を抽出するための方策について協議する。
- ・ 先進事例の実施状況について協議する。
- ・ その他必要と認められる事項について協議する。

(3) 協議機関の構成

- ・ 札幌市
- ・ (一社)札幌建設業協会
- ・ (一社)北海道ビルメンテナンス協会
- ・ (一社)北海道警備業協会
- ・ 札幌商工会議所

2 その他

札幌市が提案し実施しようとしているモデル事業は、条例案で求めている「賃金台帳」の記入方法等の事務処理に関するものに過ぎず、条例案の本質的な問題点等を検証するためのモデル事業とはなっていないと考えております。

この事業が、条例案の極一部の問題点の検証に繋がることを否定するものではありませんが、それをもって問題点等の検証がなされたとは全く考えておりませんので申し添えさせていただきます。